

国際機関の動向

ビジネスと生物多様性の分野では、2010年以前から [OECD](#)、[UNEP-WCMC](#)、[世界銀行](#)、[国際金融公社](#)、[TEEB](#)、[国際統合報告評議会](#)等の国際的な機関や組織が先導的な役割を果たしてきました。本報告ではこれらの国際的な機関や組織の動向について整理しています。

目次

1) 経済協力開発機構（OECD）	2
2) 国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）	3
3) 世界銀行（World Bank）	6
4) 国際金融公社（IFC）	7
5) 生態系と生物多様性の経済学（TEEB）	8
6) その他	12

1) 経済協力開発機構 (OECD)

経済協力開発機構 (OECD : Organization for Economic Co-operation and Development) では、これまで 20 年間にわたって、生物多様性の保全や持続可能な利用を進めていくための政策策定のベースとなる調査分析を行うことによって、政府の政策策定を支援してきている。生物多様性の課題については、これまでに 1) 生物多様性の経済的・政策的分析と、2) 生物多様性の分野ごとの分析の 2 つの大きな視点から取り組んできている。生物多様性の経済的・政策的分析としては、生物多様性の指標や価値評価、生物多様性に関する経済的ツール・インセンティブ・市場の活用、生物多様性に関する金融や開発のメカニズムについての政策研究を行ってきている。分野ごとの取組としては、生物多様性と気候変動、水、農業、漁業、遺伝子産業、といった切り口で調査を行ってきている。

2012 年 10 月には、” Environmental Outlook to 2050: The Consequences of Inaction (2011)” という報告書を発表し、この中で気候変動、生物多様性、淡水、汚染による健康への影響に重点を置き、このまま何の政策的対応を行わなかった場合にどうなるのか、どのような政策的対応が必要なのかについてまとめている。2010 年と比較して 2050 年において最も影響が増大すると考えられるのは、気候変動による影響である。OECD ではグリーン成長戦略を立ち上げているが、OECD におけるグリーン成長の定義は、経済成長と環境保護が両立し、人々の福祉に貢献する自然資源や環境サービスが継続的に供給される経済成長である。報告書ではグリーン成長を進めていくために必要な政策として、1) 汚染が最もコストの高い影響であることから汚染の防止、2) 自然資源や生態系サービスの価値化・金銭化、3) 環境に悪影響のある補助金の廃止、4) エネルギーの効率化を進めていくための基準や規制の策定、5) 環境に配慮した研究開発に公的な支援が行われるなど、環境に配慮した革新的な取組の支援などが考えられる。事業者における生物多様性への取組のインセンティブとしては、より高度なリスク管理、新しいビジネスチャンス、より厳しい環境規制への先取りなどが考えられる。

また、OECD は生態系サービスへの支払いについて、**Paying for Biodiversity: Enhancing the Cost-Effectiveness of Payment for Ecosystem Services (2010)** という報告書を作成し、30 の事例をもとに生態系サービスへの支払いに関連して政府が果たす役割についてまとめている。

OECD ではまた、生物多様性のオフセットとバンキングについて検討する委員会を設置し、2013 年 11 月には様々なステークホルダーとのワークショップを開催した。この委員会の座長はオランダ政府が務めており、各国で行われている生物多様性オフセットに関する政策の在り方、比較、その課題についてまとめ、中小企業を含めた事業者が政策に沿って取組を実施していくためのガイダンスなどを策定予定である。2014 年 10 月には、生物多様性オフセットの効果的なデザインと実施に関する政策へのハイライトとして、予備調査の概要を報告書にまとめている。今後、これらの調査をもとに最終報告書がまとめられる予定である。OECD では、愛知目標を達成するためには政府と事業者との協力が欠かせないとの視点から、2011 年から WBCSD、欧州委員会、世界銀行、GEF などと共同で様々なワークショップを開催してきている。

・Biodiversity Offsets – Effective Design and Implementation, Policy highlights, Preliminary version – October 2014 (2014)

http://www.oecd.org/environment/resources/Biodiversity%20Offsets_Highlights_for%20COP12%20FINAL.pdf

・OECD Environmental Outlook to 2050: The Consequences of Inaction (2012)

<http://www.oecd.org/env/indicators-modelling-outlooks/49846090.pdf>・Paying for Biodiversity: Enhancing the Cost-Effectiveness of Payments for Ecosystem Services (executive summary) (2010)

<http://www.oecd.org/env/resources/46131323.pdf>

2) 国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター (UNEP-WCMC)

UNEP-WCMC は国連環境計画 (UNEP) と、英国をベースとする慈善団体 WCMC との協業で運営されている。生物多様性、生態系サービスに関する情報を集約・管理し、分析することで、国や、MEA (多国間環境協定)、企業等に対して、情報提供を行ない政策決定に寄与することを目的としている。

UNEP-WCMC は、ビジネスと生物多様性・生態系サービスに関連する取組として、BBES (Business and Biodiversity and Ecosystem services) というプロジェクトを実施している。このプロジェクトは、1) Proteus Partnership、2) IBAT、3) BBES メカニズム (ビジネスと生物多様性・生態系サービスに関わるメカニズム)、4) 生物多様性のマッピング、5) Horizon Scanning プログラムの5つで構成されている。

① Proteus Partnership

Proteus Partnership は 14 の採掘産業の事業者がかかわるパートナーシップで、UNEP-WCMC が生物多様性における脆弱な地域の把握などを行うためのデータセットの策定など、事業者の技術支援を行っている。特に、事業者が生物多様性における脆弱な地域の把握などを行うためのツールとして” Protected Planet” , ” Ocean Data” , “A-Z of Biodiversity” などを作成している。“A-Z of Biodiversity” は” Sensitive Areas” や” critical habitat” など生物多様性に関する言葉の定義を試みたガイドである。2013年4月には、A-Z of Biodiversity のホームページが立ち上げられた。このホームページでは、生物多様性に関する様々な用語や略語についての解説のほか、様々な重要な生物多様性地域について整理を行っている。

・Biodiversity A-Z

<http://www.biodiversitya-z.org/>

② IBAT (Integrated Biodiversity Assessment Tool)

UNEP-WCMC では、事業者が生物多様性のリスクを把握するためのツールとして、Bird Life International, Conservation International, IUCN と共同で重要な生物多様性地域 (Key Biodiversity Area) に関して情報提供を行う IBAT (Integrated Biodiversity Assessment Tool) というツールを提供している。

③ BBES メカニズム

UNEP-WCMC では、ビジネスと生物多様性・生態系サービスに関する指標や基準などのメカニズムについても情報を提供している。このプログラムでは、2011年に生物多様性条約事務局と共同で、国際的に広く活用されている既存の36の生物多様性・生態系サービスに関する指標や基準の評価についての報告書、「基準や認証制度における生物多様性に関する要求事項の評価」をまとめた。この報告書では、既存の指標や基準において、言葉の定義が明確にされていないこと、回避・低減・代替の緩和策の優先順位が明確になっていないことなどの課題が指摘された。

この報告書を受けて、2012年10月のCOP11において、生物多様性条約事務局と共同で「生物多様性と生態系サービスの基準を統合するための最適な政策ガイダンス (Best Policy guidance for the integration of biodiversity and ecosystem services in standards)」を発表した。このガイダンスでは、1) 生物多様性と生態系サービスの保全に関する基準を策定する機関が考慮すべき基本的な理念について整理し、2) 経済活動が生物多様性や生態系サービスに及ぼす5つの圧力、①生息地や土地の利用転換、②収穫と資源消費、③汚染と物質投入、④気候変動、⑤侵略性外来種と遺伝子への影響、それぞれにどのように対応していくべきなのかについて示している。今後、このガイダンスをさらに実際の事業活動で活用できる具体的なツールにしていくことを検討している。

・UNEP-WCMC (2011) “Review of the biodiversity requirement of standards and certification schemes”, CBD Technical Series No. 63

<http://www.cbd.int/doc/publications/cbd-ts-63-en.pdf>

・UNEP-WCMC (2012) “Best Policy Guidance for the Integration of Biodiversity and Ecosystem services in standards”, CBD Technical Series No. 73

<http://www.cbd.int/doc/publications/cbd-ts-73-en.pdf>

④ 生物多様性のマッピング

生物多様性の脆弱性について評価するマッピングの作業を行っている。これまでに、IUCN や WWF などが Species Richness, Vulnerable Species, Vulnerable Ecosystem, Protected Area, Human Activities 等、様々な生物多様性に関するマッピングを行ってきたが、これらのマッピングについて、一つのデータベースとして統合したのがこのマッピングである。

また、国際貿易センター (International Trade Center, ITC) の Trade for Sustainable Development (T4SD) プログラムの一環として、事業者がサプライチェーンにわたる調達や製造、輸送、小売り、消費などの段階で利用している持続可能な基準を基に、持続可能な貿易を進めるためにどのような手法を取るべきなのかを評価することができるツール、Standards Map を策定した。

また、世界中の自然資本が急速な経済開発の下で失われていく中、2014 年には陸上の海洋の両方の世界的生態系資産についてのマップ、Towards a global map of natural capital: key ecosystem assets (自然資本のグローバルマップに向けて：重要な生態系資産) の報告を公表した。

・Standard Map

<http://www.intracen.org/standardsMap/>

・Towards a global map of natural capital: key ecosystem assets.(UNEP WCMC 2014)

http://www.unep-wcmc.org/system/dataset_file_fields/files/000/000/232/original/NCR-LR_Mixed.pdf?1406906252

⑤ Horizon Scanning プログラム

Horizon Scanning プログラムは、IPIECA (国際石油産業環境保全連盟) などの要請を受けて、採掘産業の中小企業における生物多様性や生態系サービスに関する取組を進めるプログラムである。主な活動は、1) 採掘産業の中小企業向けの生物多様性と生態系サービスへの取組についての情報をわかりやすくまとめたガイダンスの作成、2) ワークショップの実施である。

3) 世界銀行 (World Bank)

① WAVES イニシアティブ

世界銀行は、国連の環境勘定をベースとした、国ごとの生態系サービスの価値を国家勘定に統合した自然資本勘定への移行を支援するため、国連機関、各国政府や NGO、学術研究機関やその他の機関を含む WAVES (Wealth Accounting and Valuation of Ecosystem Services) パートナーシップを 2010 年 10 月の生物多様性条約第 10 回締約国会議にて発足した。

WAVES は DFID (英国国際開発省)、日本、およびノルウェーが出資し、運営委員会によって監督されている。自然資本勘定のための方法論開発は環境経済学、自然科学、国家勘定の専門家の集まりである政策・技術委員会によって導かれている。プログラムは 2 段階のフェーズで実施され、準備段階 (2011 年 1 月から 2012 年 6 月まで) とそれに続く、4 年間の実施段階 (2012 年から 2015 年) から構成されている。

プロジェクトでは、ボツワナでは水に関する勘定、フィリピンでは漁業に関する勘定、というように各国で優先的に保全すべき生態系について把握し、それに関する生態系サービスの経済価値評価を行っている。世界銀行は、WAVES は政府による生態系サービスの経済的価値評価であり、この取組が事業者による生態系価値評価と統合され、意思決定が行われていくことの重要性を強調している。

目的：

- ・自然資本勘定を 6～10 カ国で確立し、国の政策分析や開発計画にこれらを組み込む
- ・自然資本勘定のための国際的に合意されたガイドラインを策定
- ・グローバル・パートナーシップを通じた自然資本勘定の普及

準備段階のハイライト：

- ・TEEB やグリーン経済イニシアティブ(UNEP)、グリーン成長戦略 (OECD)、貧困環境イニシアティブ (UNDP/UNEP)、多くの学術研究パートナー、NGO や各国政府、民間セクターの努力の上に構築された、グローバル・パートナーシップの確立
- ・生態系勘定の方法論を開発するための政策・技術専門委員会の設置
- ・5 つの発展途上国における自然資本勘定の実施に向けた作業計画準備
- ・マルチドナー基金が設立され、実施段階 (2012 年～2015 年) の予算 1500 万ドルの確保に向け資金調達を継続中

WAVES 第 2 回パートナー会議が 2012 年 4 月に開催され、準備段階（2011 年）の終了とともに、実施期間（2012 年から 2015 年）の開始が宣言された。会合では、WAVES の活動成果を見直し、今後の各国の取組や作業計画、および自然資本勘定の手法開発における進展が共有された。今後 4 年間で、WAVES イニシアティブは各国における計画実施や主要目標の達成に向けて活動支援を行う（<http://www.wavespartnership.org/waves/>より）。

* 自然資本に関する国際的な動向については、「自然資本に関する国際的動向」を参照。

4) 国際金融公社（IFC）

世銀グループの国際金融公社（IFC）は途上国への民間投資を支援する国際機関であるが、国際金融公社が融資条件の一つとして策定しているパフォーマンス・スタンダード

（Performance Standards）は、民間金融機関や金融格付け機関を含めた多くの多国籍企業が事業の環境社会関連基準として採用している。このパフォーマンス・スタンダード 6（Performance Standard 6）は生物多様性の保全と自然資源の持続可能な管理に関する基準を定めており、国際社会において事業活動における環境社会配慮策のベストプラクティスの一つとして活用されてきている。

国際金融公社（IFC）の生物多様性に関する基準（Performance Standards 6 : 2012 年 1 月更新）基準の全文は、下記のホームページで公開されている。

http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/bff0a28049a790d6b835faa8c6a8312a/PS6_English_2012.pdf?MOD=AJPERES

※国際金融公社の生物多様性の保全と自然資源の持続可能な管理に関する基準の概要

事業のライフサイクルにわたって、生物多様性や生態系サービスへの影響を管理し、低減することを目指す。

生態系サービス：

供給サービス（食料、水、繊維、燃料、医療品等）

調整サービス（気候調節、大気浄化、水源涵養、土壌侵食抑制、廃棄物分解、受粉等）

文化的サービス（精神的価値、審美的価値、レクリエーション、教育等）

基盤サービス（栄養塩循環、酸素供給、水循環等）

事業が影響を及ぼす地域によって、求められる対応が異なる。

Modified Habitat（大規模な動植物の生息地となっている二次林や農地など）

Natural Habitat（大規模な動植物の生息地となっている原生林など）

Critical Habitat（絶滅危惧種などが生息している非常に重要な生息地）

Legally Protected and Internationally Recognized Areas（法的な保護地区や世界遺産、ラムサール条約などでの保護地域）

事業によってどの生態系サービスが最も影響を受けるのかについて把握し、これを回避、低減、緩和することが求められる。

植林、農業、家畜の飼育、養殖、漁業といった自然資源を直接利用する事業に関しては、自然資源の持続可能な管理を進めていくための各分野の基準を順守することが求められる。

サプライチェーン：事業者が重要な保護地区に影響を及ぼすような地域で生産された原材料を購入する際には、主な供給者（主要な事業に不可欠な資源の多くを、継続的に提供している供給者のことを指す）が、

適切な環境社会管理システムを適用しているかを確認し、

適切な対応が行われていない供給者からの購入を控え、

可能な場合は、事業者が主要な購入先に適切な対応を求めていく。

生物多様性オフセット：生物多様性の保全において、回避、低減、回復が検討された上で、「ノー・ネット・ロス」、できれば「ネット・ゲイン」を達成できるように設計されなければならない。” like-for-like or better”の原則。

5) 生態系と生物多様性の経済学（TEEB）

① Natural Capital Coalition（TEEB for Business Coalitionから発展した組織）

2012年、TEEB（The Economics of Ecosystem and Biodiversity）はWBCSD（World Business Council for Sustainable Development、持続可能な開発のための経済人会議）やGRI（Global Reporting Initiative）、国連環境計画、生物多様性条約事務局などと共同でTEEB for Business Coalitionを立ち上げた。TEEB for Business Coalitionは2014年に世界銀行やWWFなどさらにメンバーを拡大し、Natural Capital Coalitionと改称した。

自然資本連合では、2014年4月から「自然資本プロトコル (Natural Capital Protocol)」を開発し、企業や投資家の意思決定において、これまでの自然資本の評価や勘定をどのように統合していくのかを示すガイダンスの策定を目指しているが、2015年11月23日、世界自然資本フォーラムの初日に、「自然資本プロトコル(案)」と食品と飲料、衣料に関する2つの「セクターガイドライン (案)」が発表された。プロトコルとセクターガイドラインは、今後、企業による試行やパブリックコメントを受けて改定され、2016年7月に最終版を発表予定である。

「自然資本プロトコル (案)」では、企業が自然資本勘定を行うにあたって、1) はじめに、2) 目的の明確化、3) 評価の範囲、4) 影響と依存の把握、5) 測定と価値評価の準備、6) 影響や依存の測定や予測、7) 自然資本の状態や傾向による変化の測定と予測、8) 影響と依存の価値評価、9) 結果の分析と利用、10) 政策への反映、の10のステップを示している。食品と飲料、衣料に関する「セクターガイドライン (案)」では、セクターごとの具体的なプロセスについて示している。

・Natural Capital Coalition (自然資本連合)

<http://www.naturalcapitalcoalition.org/>

② “Natural capital at risk: the top 100 externalities of business” 「リスクにさらされる自然資本：企業における外部化トップ100」

2013年4月、事業者のための生態系と生物多様性の経済学 (TEEB for Business Coalition) は、農業、漁業、林業、鉱業、石油・天然ガス開発、水・電気・ガスなどの公益事業を含む一次産品および、セメント、鉄鋼、パルプ・紙、石油化学製品といった一次加工品における、外部化されている自然資本の金銭的な価値評価の試算を発表した。

この試算は、Trucost社が環境要素を拡張した投入と産出モデル (environmentally extended input-output model) を用いて、532の一次産品および一次加工品産業における主な外部化されている自然資本として、1) 水の利用、2) 温室効果ガスの排出、3) 廃棄物、4) 大気汚染、5) 土壌や水の汚染、6) 土地利用における金銭的価値をもとに行われた。

この試算によると、外部化されている自然資本としては、温室効果ガスの排出 (38%)、土地利用 (24%)、大気汚染 (7%)、土地や水の汚染 (5%)、廃棄物 (1%) がある。また、自然資本に最も大きな影響を与えている地域ごとの業界は、いずれも自然資本への影響をカバーするだけの利益を上げていないことが明らかになった。最も自然資本への負担が大きく、大きなリスクを抱えている地域ごとの業界としては、東アジアと北アメリカの石炭火力発電、南アジアの小麦生産、南アメリカと南アジアの放牧が挙げられている。

・“Natural capital at risk: the top 100 externalities of business” (April 2013)

http://www.teebforbusiness.org/js/plugins/filemanager/files/TEEB_Final_Report_v5.pdf

③ 国レベルでの生態系サービスの価値評価を実施するためのガイダンス

これまでに、途上国においてもブータン、エクアドル、リベリア、フィリピン、タンザニアが、国レベルでの生態系サービスの価値評価を実施してきている。国連環境計画やドイツ国際協力公社 GIZ などの支援により、2013 年に国レベルでの生態系サービスの価値評価を実施するためのガイダンスが作成された。ガイダンスは、すでに国レベルの生態系サービスの経済的価値評価を進めている国に対するヒアリングなどを基に作成。また、これまでに南アフリカやイギリス、ドイツ、オランダでも非常に包括的な生態系の価値評価が進められてきている。なお、中国も国ごとの生態系サービスの経済的価値評価に関心があることを正式に表明している。

・ “Guidance Manual for TEEB Country Studies version 1.0 (2013)” 「国レベルの生態系サービスの経済的価値評価のためのガイダンスマニュアル、バージョン 1.0 (2013)」

http://www.teebweb.org/media/2013/10/TEEB_GuidanceManual_2013_1.0.pdf

④ 愛知目標を実施するためのガイダンス

TEEB では愛知目標を実施するためのガイダンスも作成している。ガイダンスは、国、地域レベルで特に目標 2 (価値評価), 3 (奨励措置), 11 (保護地区) を実施するためのガイダンスで、自然の価値をわかりやすく示し、保全のためのインセンティブを与え、保護地区の社会経済的価値を示すことを提案している。ガイドはまた、各国がグローバルな目標をどのように国レベルの目標に落とし込むのかを把握するためのガイダンスを提供している。ガイドは、TEEB のホームページでダウンロードが可能である。

<http://www.teebweb.org/InformationMaterial/CBDAichiBiodiversityTargets/tabid/106622/Default.aspx>

⑤ 自然資本勘定と水質に関するレポート (2013) Natural Capital Accounting and Water Quality

自然資本勘定と水質に関するレポート “Natural Capital Accounting and Water Quality: Commitments, Benefits, Needs and Progress” は、水質勘定についての既存のガイダンスと事例について紹介している。水量に関する勘定についてこれまでに多くの経験が積み重ねら

れてきているにもかかわらず、水質や水の生態系や生物多様性への貢献についてこれまでに多くの情報が共有されてきているわけではない。このレポートでは、世界の自然資本勘定の動きに伴い、効果的な水や生物多様性政策に向けての議論を喚起し貢献していくために、自然資本勘定や水質勘定における課題を整理した。

・ “Natural Capital Accounting and Water Quality: Commitments, Benefits, Needs and Progress (Dec 2013)” 「自然資本勘定と水質：合意、利益、ニーズと進展（2013）」

<http://www.teebweb.org/publication/natural-capital-accounting-and-water-quality-commitments-benefits-needs-and-progress/>

* 自然資本に関する国際的な動向については、「自然資本に関する国際的動向」を参照。

⑥ TEEB の農業と食料に関する中間報告

テーマごとの TEEB 報告書として、2015 年に「農業と食料のための生態系と生物多様性の経済：中間報告書（2015）」が公表された。中間報告書では、放牧、米、森林農業、淡水での漁業、パーム油、の 5 つのセクターについての報告が行われたほか、農業に伴うすべて生態系と生物多様性への影響と依存を明らかにするための共通の評価の枠組みを開発した。また、報告書では、土地利用に関する意思決定に影響を及ぼす、あるいは世界における生産システムの管理技術に関わる、経済や政策的な要因やインセンティブを把握することで、今後の方向性を示している。

・ “The Economics of Ecosystems and Biodiversity for Agriculture & Food, Interim Report (2015)” 「農業と食料のための生態系と生物多様性の経済：中間報告書（2015）」

http://img.teebweb.org/wp-content/uploads/2015/12/TEEBAgFood_Interim_Report_2015_web.pdf

⑦ TEEB の水と湿地帯についてのレポート

テーマごとの TEEB 報告書として、2013 年 2 月 1 日に Report of the Study on the Economics of Ecosystems and Biodiversity: Water and Wetlands として、TEEB の水と湿地帯についてのレポートが公表された。このレポートは、ラムサール条約の事務局と TEEB などによって作成されたもので、レポートでは湿地の特に水に関わる生態系サービスに着目し、いくつかの事例をもとに湿地の経済価値を評価している。湿地の生態系サービスを含めた経済価値を適切に認識し、開発などの意思決定にこの価値評価を適切に活用し、湿地の保全を進

めることが狙い。レポートでは湿地帯における保水機能についても適切に評価し、湿地帯における農業へ価値をアピールすることも目指している。

・ “The Economics of Ecosystems and Biodiversity for Water and Wetlands (2013)” 「水と湿地のための生態系と生物多様性の経済 (2013)」

<http://www.teebweb.org/areas-of-work/biome-studies/teeb-for-water-and-wetlands/>

http://img.teebweb.org/wp-content/uploads/2015/12/TEEBAgFood_Interim_Report_2015_web.pdf

6) その他

① 国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council, IIRC) による統合レポートの枠組みの提示

2013年、規制者、投資家、企業、基準設定主体、会計の専門家及びNGOによる国際団体である国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council, IIRC) は、環境レポートのガイダンスを策定している Global Reporting Initiative (GRI)らとの協働で、国際統合報告フレームワークを発表した。統合レポートは、財務資本の提供者により質の高い事業報告を提供し、事業者がより効率的で生産的な資本の配分を行うための意思決定を支援することを目的としている。国際統合報告フレームワークでは、事業者の資本を 1) 財務、2) 設備、3) 知的、4) 人的、5) 社会と関係性、6) 自然の6つの資本の分野について報告することを提案。日本では、日本公認会計士協会がこのフレームワークの日本語訳を作成。環境レポートを発展させた統合レポートにおいて、自然資本勘定の導入が求められつつある。

・国際統合報告フレームワーク 日本語訳 (2014年)

<http://www.theiirc.org/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A-%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%A0%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%82%AF-%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E8%A8%B3/>

② 「持続可能なイニシアティブの現状評価 2014 (State of sustainability initiative review 2014) (Entwined, IDH, IIED, FAST, IISD 2014)」の発表

「持続可能なイニシアティブの現状評価 2014」は、バナナ、バイオ燃料、ココア、コ

ーヒー、綿花、木材、パーム油、大豆、砂糖、紅茶の 10 の重要な商品作物の 16 の最も重要な基準におけるシステムと市場の動向についてまとめた報告である。

報告は、10 の商品作物が 2012 年に 2% の伸びを示している中、持続可能な基準を満たした商品作物の伸びは 41% に及び、商品作物における持続可能な基準の重要性がますます高まってきている、と分析している。

また、持続可能な基準を満たした商品が市場の主流を占めつつあり、コーヒーにおいては、2008 年に 15% であった持続可能な認証商品が 2012 年には 40% にまで増加してきている。また、グローバル市場において持続可能な認証商品が重要なシェアを占めているものとして、ココア(2008 年は 3%、2012 年には 22%)、パーム油(2008 年は 2%、2012 年には 15%)、紅茶(2008 年は 6%、2012 年には 12%)がある。

ただ、これらの認証商品はグローバルな市場を対象にした輸出産業によるもので、地元市場を対象にした小規模農家などを含むものではない。また、その供給先はラテンアメリカに集中している。また、グローバル市場における認証商品が増加する一方、認証商品の需要が必ずしも増えているわけではない。さらに、自主的な持続可能性基準は、認証プロセスを早めるためにその審査が簡素化されている場合もある。つまり、持続可能な基準はグリーン経済を形成していく上での重要な役割を果たしてきているが、基準の設定だけで持続可能な開発という結果を導き出せているわけではない。

一方、持続可能な基準は、サプライチェーンの意思決定におけるステークホルダーの参加という新しい機会を提供してきている。また、持続可能な基準は独立したモニタリングや遵守メカニズムなどによりその信頼性が強化されてきている。

よって、報告は、自主的な基準により主要な市場が大きく変化することができる土壌は整ってきたが、基準により現場レベルでどのような影響が出てきているのかについてさらに調査を行い、基準がその目的を効果的に果たしているかどうかを確認していく必要がある、とまとめている。

・Entwined, IDH, IIED, FAST, IISD (2014) “The State of Sustainability Initiative Review 2014: Standards and the Green Economy (持続可能なイニシアティブの現状評価 2014: 基準とグリーン経済)”

<http://www.iisd.org/publications/state-sustainability-initiatives-review-2014-standards-and-green-economy>